

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	514	住宅敷地内におけるPLC(Power Line Communications)屋外通信の規制緩和(屋外コンセント含む)と高速通信方法のガイドライン制定	本プロジェクトでは、低炭素交通システムの構築を目指し、次世代車の導入促進を行う。それに伴い、EV/PHVの充電に関する制度設計が必要となるが、本規制緩和により、家と車の通信を正確に実施することで、電池残量等の情報の正確な把握が可能となる。	住宅敷地内におけるPLC(Power Line Communications)屋外通信の規制緩和(屋外コンセント含む)と高速通信方法のガイドライン制定	総務省 電波環境課	電波法施行規則第44条 無線設備規則第59条 他関連条文	A-2	平成25年3月	平成24年度中に、パブリックコメントを実施、情報通信審議会の答申を受け省令改正作業を行う。	自治体が提案している事業が実施できるように電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条他、関連条文を改正する。		a			I
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	70MPa水素スタンドに係る法整備	70MPa水素スタンドに係る法整備を実施することで、70MPa水素スタンドの市街地への建設と、2015年のFCV普及開始に先立つ水素スタンドの整備促進を図りたい。	70MPa水素スタンドに係る法整備	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び関係示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。		a	平成24年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい		I
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	523	水素スタンドに係る保安検査の簡略化	安全を担保しつつ、保安検査の簡略化を念頭に、適切な検査方法の規定をお願いしたい。	水素スタンドに係る保安検査の簡略化	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項	B	平成24年度中	平成23年度中に民間団体が保安検査基準案を策定し国へ提出、安全性が確認できれば平成24年度中に措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度に民間団体が保安検査基準案の検討を行っており、同基準案が当省へ提出されれば、当省に設置している高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会において安全性の検討を行い、安全が確認された場合、平成24年度に保安検査の方法として告示で定める予定である。		a	平成24年度中の改正に向けて、民間団体も検討を進めていくので、国におかれても、同年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	514	住宅敷地内におけるPLC(Power Line Communications)屋外通信の規制緩和(屋外コンセント含む)と高速通信方法のガイドライン制定							A-2		I
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	70MPa水素スタンドに係る法整備							A-2		I
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	523	水素スタンドに係る保安検査の簡略化							B	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I